

『国東市文化財保存活用地域計画』を作成しています

問 文化財課 文化財係 ☎72-2677

今年度から4カ年をかけて『文化財保存活用地域計画』を作成しています。どのような計画なのか、その目的や作成することのメリットなどについて紹介します。

国東市における計画作成の背景

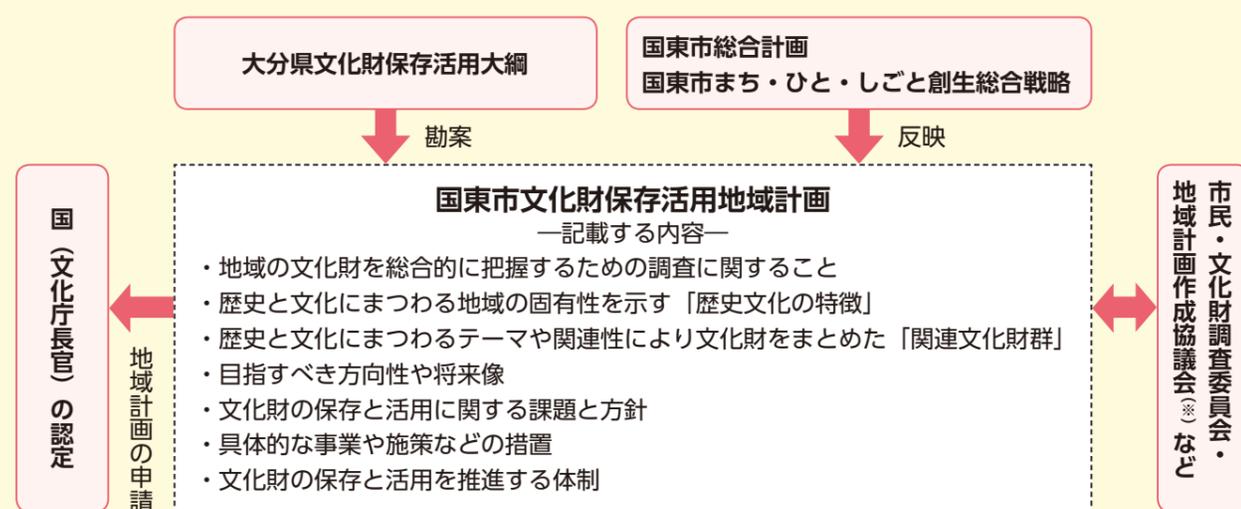
市内では、少子高齢化に伴う人口減少や過疎化の進行により、文化財の保存と活用の担い手が減少し、継承が困難となっている文化財が増えてきています。また、国東の地域で育まれてきた歴史文化への関心が薄れつつあるなどの課題に直面しています。

『文化財保存活用地域計画』とは？

『文化財保存活用地域計画』は、このような現状をふまえ、地域に所在する未指定を含めた多様な文化財をまちづくりにも活用しながら、地域社会総がかりで次世代に継承していくための計画で、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画です。

計画期間は令和11年度（2029）から令和20年度（2038）までの10年間としています。

『国東市文化財保存活用地域計画』作成のながれ



地域計画策定のメリット

従来は個別の指定等文化財を保護してきましたが、地域計画では未指定文化財を含む市内の文化財全体を調査・把握し、このデータを行政の他分野などと共有することにより、教育や観光、景観づくりへの活用を図ることができます。

また、未指定の文化財を調査することによって、地域に潜在している文化財がその価値を見いだせないまま失われていくことを未然に防ぐ効果も期待されています。

（※）地域計画作成協議会は、委員12名の方に委嘱しています。今年度は協議会を2回開催し、計画の具体的な内容についてそれぞれ専門の立場からご意見をいただきました。

委員長：飯沼 賢司 氏（別府大学名誉教授）

副委員長：段上 達雄 氏（別府大学名誉教授）

委員：伊美 哲二 氏（国東市文化財調査委員会会長）、小田 毅 氏（元大分県文化財保護審議会委員）、田中 裕介 氏（別府大学教授）、林 浩昭 氏（国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会長）、吉永 浩二 氏（大分県文化財保護指導委員）、渡辺 文雄 氏（元別府大学教授）、舟部 正敏（国東市政策企画課長）、高橋 剛（国東市農政課長）、財前 彰（国東市観光・地域産業創造課長）、財前 真理（国東市まちづくり推進課長）

市内各地域に残る文化財の現状確認や調査を行うために、2月下旬以降、文化財調査委員や市職員が、各地域をお伺いしております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度 軽自動車税「減免」のお知らせ

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

身体・精神に障がいのある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

対象者には、3月末に現況届提出のご案内を送付します。

申請に必要な書類

- ・申請書・通院などの証明書（本庁税務課・各総合支所の窓口を設置）
- ・身体障害者などの手帳
- ・自動車検査証
- ・運転免許証
- ・マイナンバー（個人番号）カード

注意事項

- ・障がい者一人につき1台のみです
- ・普通自動車で減免を受けている方は対象外です
- ・障がいの等級などによっては減免対象とならない場合があります

申請期間

4月1日(水)～6月1日(月)

※期間外の受け付けはできません

令和7年度の申請者は現況届を提出してください

令和7年度に減免を受けられた方は、令和8年度以降の申請の際に『現況届』を提出していただくことで、申請手続きに変えることができます。申請内容に変更がない場合は、現況届のみの提出となります。



国東半島宇佐地域世界農業遺産「地域活力支援事業」を募集します！

申・問 農政課 農業振興係 ☎72-5167

国東半島宇佐地域世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動や農耕に関する伝統文化を応援する「地域活力支援事業」に取り組む団体を支援します。

補助金額

40万円以下（ただし、営利目的の場合は2分の1以内）

申請期間

3月31日(火)まで 午後5時必着

※書類審査、審査会を行い5月下旬以降に事業採択予定です。

※申請書は農政課窓口または市ホームページで入手できます。

補助対象事業

次の①②のいずれかで、令和9年3月31日までに完了する事業であること。

- ①世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動
（例：特産品を使った商品開発や販売促進、観光周遊コースの開発、生物多様性保全のための事業など）
- ②農耕文化に関する伝統文化継承
（例：農耕に関する伝統文化などの実施に必要な備品の購入および修繕、PRおよび保存に関わる印刷物や映像の作成など）

補助対象者

市内に活動拠点のある団体や企業

※個人および個人経営、宗教活動や政治活動を目的とする団体などは除く。



市ホームページ

